

ご存知ですか？国民年金

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、必ず年金制度に加入してください。就職・退職・結婚など人生の節目には年金資格が変わりますので、その都度、届出が必要になります。届出を忘れると年金が減額されたり、遺族・障害年金などを受けられないことがあります。

保険料の変更（第1号被保険者）

4月から、国民年金保険料は前年度に比べて月額280円引き上げられます。今後、毎年度（平成29年度まで）280円ずつ段階的に引き上げられます。なお保険料額は物価や賃金の伸びにより変更になることがあります。

国民年金保険料（平成17年度）
月額1万3580円

申請免除・学生納付特例制度

経済的な理由などから、保険料を納めることが困難な方は、申請免除・学生納付特例制度などがあります。

若年者納付猶予制度

4月から、本人および配偶者の所得が一定以下の場合、申請により保険料を後から納めることのできる特例制度が創設されます。

対象は30歳未満で申請免除に該当せず学生でない方

特別障害給付金制度

4月から、障害基礎年金などを受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として創設されます。

対象は平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生/昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する方。詳しくは直接お問い合わせください

豊橋社会保険事務所（豊橋市菟町3・96）

☎0532(33)局4111

市民課 ☎23局3514

献血にご協力を！

日時・場所 3月28日（月）午前10時～正午・田原市役所/午後2時～3時30分・田原福祉センター
愛知県豊橋赤十字血液センター
☎0532(32)局1331

狂犬病予防注射（集合注射）

毎年4月に各地区で行なっている狂犬病予防注射（集合注射）の会場が、平成17年度から変更となります。詳細については、広報たはら4月号に掲載します。

また、犬を登録されている方には別途はがきにて通知します。
環境課 ☎23局3541

愛知県産業別最低賃金

愛知県の「産業別最低賃金」が改正されました。

産業別最低賃金の区分	日 額	時間額
染色整理業	廃 止	722円
鉄鋼業		807円
一般機械器具製造業		795円
電気機械器具製造業		759円
輸送用機械器具製造業		803円
精密機械器具製造業		752円
各種商品小売業		750円
自動車小売業		783円

豊橋労働基準監督署（豊橋地方合同庁舎内）

☎0532(54)局1192

農業集落排水処理施設をご利用の皆様へ

農業集落排水処理施設は、現在、各任意組合に管理を委託していますが、平成17年度から、より効率的な管理とするため、田原市が直接管理することとなりました。それに合わせて、組合ごとの使用料、分担金は次のとおり統一されます。使用料について

使用水量	一般家庭	事業所 (店舗兼一般家庭を含む)
75 m ³ 未満	2000円/月	2000円/月
75m ³ 以上 100m ³ 未満		4000円/月
100m ³ 以上		6000円/月

使用水量は前年度1年間に使用した水量を12カ月で割った水量
支払いは水道料金と同じ2カ月ごと。初回は平成17年6月27日

分担金について

新規に加入する場合は分担金は、一戸当たり40万円となります。

下水道課 ☎23局3525